

過重労働による健康障害発生時の安全配慮義務

(二社) 名北労働基準協会 システム事業室長

社会保険労務士 高橋 真悟

過重労働によって労働者が健康障害になつてしまった場合、企業はどのような責任を問われる可能性があるか考えてみましょう。

労働契約法には『使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるように必要な配慮をするものとする』と定められています。ここでいう『生命、身体等の安全』は肉体だけでなく心身の健康も含まれます。また、『必要な配慮』とは、一律に定めるものではなく、労働者の職種、業務内容、勤務場所等の状況に応じて配慮することとされています。

どのような企業でも繁忙期というものはあるとは思いますが、長時間労働が常態化し、残業時間に関する将来の見通しが不明確な場合、労働者の精神的な疲れがより強くなり、睡眠時間が減り、その結果、体調不良になる可能性が高くなるという事です。

一般的に1カ月当たりの残業時間が45時間を超えると体調不良(脳、心臓疾患の発症)と業務の関連性が強まると考えられています。

過重労働の一つの例として長時間労働を取り上げましたが、過重労働とは労働時間だけで評価されるものでなく、業務内容や就労態様等の諸要因を含めて考えるべきもの

であるということに注意してください。



そのため、個々の労働者の健康状態を考えて、業務分担や適正な人員配置をすることが求められています。

つまり、過重労働への対策を行わず、労働者の健康や安全を確保する取り組みをしていない企業は、安全配慮義務違反と

してトラブルになる可能性があると云うことです。さらに企業が配慮しなければならぬ範囲についても拡大傾向にあり、今後より安全配慮義務を問われる場面が想定されます。

愛知県下各労働基準協会では平成30年9月19日に適正管理・改善のための「労働時間研修」を開催します。過重労働によるトラブルが発生した場合の企業責任や労働時間削減のための様々な取り組み事例等、企業の人事・安全衛生担当者など多くの方に役立つ講座となっております。詳しくは、当協会総合受付(☎052-961-1666)まで。

イラスト・森沢康代

「ハラスメント防止研修」のご案内

— 各種ハラスメントの防止対策を学びます —

平成30年7月12日(木) 13:30~16:30 当協会3階大会議室

お問い合わせ・お申し込みは、当協会総合受付まで(☎052-961-1666)